

2018年8月20日

株式会社第三銀行

元パート職員による不祥事件について

今般、株式会社第三銀行（本店 三重県松阪市、頭取 岩間 弘）におきまして、下記のとおり、不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、かかる事態を招いたことにつきまして、深く反省するとともに、日頃から当行を信頼しお取引をいただいておりますお客様をはじめ、関係する皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申しあげます。

記

1. 事件の概要

当行元パート職員（女性、40代、窓口担当）が2018年2月と3月の2回、お客様から窓口で税金等の納付手続き完了後、支店でその後の処理を行わず、収納した現金を着服・流用していたことが、発覚いたしました。

着服・流用は合計で198,200円であり、既に本人から全額弁済されております。

2. 監督官庁等への通報等

事件発覚後、速やかに法令に基づく監督官庁等への届出や通報を行っております。

なお、被害金額が全額弁済されており、納付者及び収納先が被害届を出されないことから告訴はしない方針です。

3. 人事処分

2018年4月26日付で元パート職員を懲戒解雇処分といたしました。また、2018年5月25日付で頭取はじめ関係者の処分を実施いたしました。

4. 今後の対応

当行は、これまでもコンプライアンス（法令等遵守）の充実・強化を、経営の最重要課題として認識し、態勢整備に努めてまいりましたが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、役職員の倫理観の更なる向上、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、信頼回復に向けて全力を挙げて取組んでまいります。

以上

【本件に関するご照会先】

第三銀行 総合企画部 広報課

電話 0598-25-0363